

中園廃棄物最終処分場の埋立処分終了から
廃止までの維持管理計画

維持管理計画

1 維持管理概要

管理員による主な管理事項

(1) 埋立地

- ア 構造物・最終覆土・植生の定期点検
- イ 清掃

(2) 浸出水処理施設

- ア 定期点検（処理性能、機器故障等）
- イ 薬品補充
- ウ 汚泥搬出
- エ 清掃

2 浸出水処理施設処理水質

BOD 60mg/l以下

SS 60mg/l以下

その他 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令の排水基準値以下

3 モニタリング項目及び頻度

閉鎖後は、埋立地の機能が維持されているのかを適正に把握するために、下記項目について定期的に検査を行う。これらの他にも、浸出水原水、沈下量など、埋立地の状態を把握するために適正なモニタリングを行うこととする。

区 分	調査箇所	調査頻度	調査項目
水質 「閉鎖直後」	浸出水処理施設 (処理水)	1月ごと	pH, BOD, COD, SS
		1年ごと	基準省令の排水基準等項目 ダイオキシン類
	地下水 (上下流モニタリング井各1箇所)	1月ごと	EC, Cl ⁻
		1年ごと	基準省令の地下水基準等検査項目 ダイオキシン類
水質 「廃止時期」	浸出水処理施設 (浸出水)	3月ごと	pH, BOD, COD, SS
		6月ごと	基準省令の排水基準等項目 ダイオキシン類
ガス 「廃止時期」	埋立地内 ガス抜き管	3月ごと	流量 (CO ₂ , CH ₄)
温度 「廃止時期」	埋立地内 定点	3月ごと	地中温度

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（維持管理：1／3）

維持管理技術基準	管理計画
1 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	最終覆土済み。定期的な点検を行う。
2 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	最終覆土済み。
3 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	最終覆土済み。メタン濃度を定期的に測定する。火気の取扱いに注意する。なお、消火設備も各箇所を設置する。
4 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	最終覆土済み。
5 前項第1号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、第17号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、同項第1号括弧書の規定により設けられた囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	処分場の入口は、施錠している上、埋立地は森林に囲まれていて、みだりに立ち入ることができない。
6 前項第2号の規定により設けられた立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	立札設置済み。
7 前項第4号の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	1月に1回管理員により、点検を実施し、点検により補修等の対策が必要と認められた場合は、速やかにこれを防止するための必要な措置を講ずる。
8 埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、前項第5号イ又はロ（(1)から(3)までを除く。）の規定により設けられた遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。	
9 前項第5号イ又はロの規定により設けられた遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	地下水の検査等により、遮水効果が維持されていることを定期的に確認し、問題があれば必要な措置を講ずる。

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（維持管理：2／3）

維持管理技術基準	管理計画
<p>10 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水）の水質検査を次により行うこと。</p> <p>イ 埋立処分開始前</p> <p>ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回（イただし書に規定する最終処分場にあつては、6月に1回）以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。</p> <p>ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、イただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>ニ ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>埋立地上下流のモニタリング井で採水し検査する。</p> <p>検査記録については、埋立地廃止まで保管する。</p>
<p>11 前号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>管理員により、速やかに状況を把握し、監視委員会に報告し、対処方法を検討した上で、必要な措置を講ずる。</p>
<p>12 前項第5号ニただし書に規定する埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>該当しない。</p>
<p>13 前項第5号ホの規定により設けられた調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>管理員により1日に1回、定期的に確認を行い、損壊箇所があれば速やかに必要な措置を講ずる。</p>

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（維持管理：3／3）

維持管理技術基準	管理計画
<p>14 前項第 5 号への規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 排水基準等に係る項目（(2)に規定する項目を除く。）について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(2) 水素イオン濃度，生物化学的酸素要求量，化学的酸素要求量，浮遊物質及び窒素含有量（別表第1の備考4に規定する場合に限る。）について1月に1回（埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については，1年に1回）以上測定し，かつ，記録すること。</p>	<p>管理員が設備状況を1日に1回定期的に確認するとともに，毎月水質試験を行い，異状を認めた場合は，速やかに必要な措置を講ずる。</p>
<p>15 前項第 6 号の規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに，当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため，開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>管理員により1月に1回定期的に点検し，管理を行い，必要に応じて，開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他必要な措置を講ずる。</p>
<p>16 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p>	<p>ガス抜き管を設けてガスを排除する。</p>
<p>17 埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については，埋立処分が終了した区画。以下この号及び次条第 2 項第 1 号二において同じ。）は，厚さがおおむね 50 センチメートル以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。</p>	<p>最終覆土済み。</p>
<p>18 前号の規定により閉鎖した埋立地については，同号に規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>1月に1回定期的に見回りを実施し，必要に応じて措置を講ずる。</p>
<p>19 埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検，検査その他の措置の記録を作成し，当該最終処分場の廃止までの間，</p>	<p>施設内に常備する。</p>

保存すること。	
---------	--

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（廃止：1/2）

廃止技術基準	管理計画
1 最終処分場が、第1項（第1号、第2号並びに第5号ホ及びヘを除く。）に規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。	管理員により定期点検を行い、適正を維持する。
2 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。	最終覆土済み。発生ガスを定期点検するとともに必要により悪臭調査を行う。
3 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。	最終覆土済み。ガス抜き管を設け、ガスを速やかに排除する。
4 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。	最終覆土済み。
5 前項第10号の規定により採取された地下水等の水質が、次に掲げる水質検査の結果、それぞれ次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、同号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。）が認められない場合においては、この限りでない。 イ 前項第十号ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第二下欄に掲げる基準に現に適合していないこと。 ロ 前項第十号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、当該検査によって得られた数値の変動の状況に照らして、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第二下欄に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあること。	維持管理基準に定める地下水の検査を続け、適正を保つ。 地下水の水質検査結果が基準を超過した場合は、原因を究明し、適正に対処する。

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（廃止：2/2）

廃止技術基準	管理計画
<p>6 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、イ及びロに掲げる項目についてそれぞれイ及びロに掲げる頻度で2年（埋め立てる一般廃棄物の性状を著しく変更した場合にあっては、当該変更以後の2年）以上にわたり行われた水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること。ただし、第1項第5号ニただし書に規定する埋立地については、この限りでない。</p> <p>イ 排水基準等に係る項目（ロに掲げる項目を除く。） 6月に1回以上</p> <p>ロ 前項第14号ハ(2)に規定する項目 3月に1回以上</p>	<p>技術上の基準に則り、定期的に検査を行う。</p>
<p>7 埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。</p>	<p>定期的に検査を行う。</p>
<p>8 埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていないこと。</p>	<p>定期的に検査を行う。</p>
<p>9 前項第17号に規定する覆いにより開口部が閉鎖されていること。</p>	<p>100 cm以上の最終覆土済み。定期点検を行い、その状態を保つ。</p>
<p>10 前項第17号ただし書に規定する覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。</p>	<p>該当しない。</p>
<p>11 埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。</p>	<p>周辺地域における河川水質を定期的に測定し、環境が適正に維持されているか確認する。</p>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく維持管理の基準（ダイオキシン：1/2）

維持管理基準	管理計画
<p>1 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる 2 以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる 2 以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水）の水質検査を次により行うこと。</p> <p>イ 埋立処分開始前にダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、1 年に 1 回以上ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる廃棄物の種類並びに廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の集排水設備により集められた保有水等の水質に照らしてダイオキシン類による最終処分場周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水）の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 1 条第 2 項第 10 号ハ（同令第 2 条第 2 項第 3 号において例による場合を含む。）の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>埋立地上下流のモニタリング井で採水し検査する。</p> <p>検査記録については、埋立地の廃止まで保管する。</p>
<p>2 前号の規定によるダイオキシン類に係る水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>管理員又は監視委員会により原因調査、対策をとる。</p>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく維持管理の基準（ダイオキシン：2/2）

維持管理基準	管理計画
<p>3 基準省令第1条第1項第5号へ（同令第2条第1項第4号において例による場合を含む。）の規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質がダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第2の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度（廃棄物処理法第8条第2項第7号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画又は同法第15条第2項第7号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあつては、当該数値）に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上行い、かつ、記録すること。</p>	<p>管理員により定期的な点検管理をするとともに、専門業者により定期的な水質検査を行う。</p>